

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

| | |
|-----------------|--|
| 1 会議の名称 | 令和4年度第2回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会 |
| 2 会議の開催日時 | 令和4年7月27日(水曜日) 午後1時30分～午後3時45分 |
| 3 会議の開催場所 | ときわ会館5階 小ホール |
| 4 出席者名 | 審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 小川 雄三 金子 祐樹 池田 拓矢 田村 治朗 富澤 洋 谷崎 美智子 星野 宏充 |
| 5 欠席者名 | 岩崎 万智子 |
| 6 議題及び公開又は非公開の別 | (議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス) (2) 電子計算機の結合について (事務の名称 J グランツ) (3) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 予防接種事業に関する事務) (4) 個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例等の改正について 【報告】 (1) 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開 |
| 7 非公開の理由 | |
| 8 傍聴者の数 | 0人 |
| 9 審議した内容 | 議題について審議・報告を行い、了承を得た。 |
| 10 問合せ先 | 総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通) |
| 11 その他 | |

会 議 録

会 議 名：令和4年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和4年7月27日（水）

開催時間：午後1時30分から午後3時45分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子

岩崎 万智子（欠席） 小川 雄三

金子 祐樹 池田 拓矢

田村 治朗 富澤 洋

谷崎 美智子 星野 宏充

議 題

【議案】

(1) 議案第 2 号 電子計算機の結合について

(事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)

(2) 議案第 3 号 電子計算機の結合について

(事務の名称 J グランツ)

(3) 議案第 4 号 特定個人情報保護評価書について

(事務の名称 予防接種事業に関する事務)

(4) 議案第 5 号 個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例等の改正について

【報告】

(1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課 主査

総務局総務部行政透明推進課 主任

善如寺 健

堀切 昇

豊田 康平

中元 貴之

| 発言者 | 発言内容 |
|-------|---|
| 1 開 会 | |
| 事務局 | <p data-bbox="339 421 1426 510">本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p data-bbox="339 533 1426 667">また、新型コロナウイルスの感染が拡大しておりますので、感染防止対策としまして健康状態の申告をお願いさせていただきました。ご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p data-bbox="339 689 1426 824">委員の皆様座席につきましてもパーテーションを設置させていただいております。ほかにも換気や消毒等感染防止対策を徹底してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="339 846 1426 936">それでは、ただいまから令和4年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p data-bbox="339 958 1426 1048">本日の定足数ですが、定員10名のところ9名が出席となりますので、会議は成立しております。</p> <p data-bbox="339 1070 1426 1205">なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴の方はいらっしゃいません。</p> <p data-bbox="339 1227 1426 1417">それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、当日配付資料としまして、さいたま市個人情報保護法施行条例案等の概要について及びさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の修正版、議案第2号の御質問一覧、それと議案第5号の御質問一覧でございます。</p> <p data-bbox="339 1440 1426 1630">また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第2号及び第3号に係る電子計算機結合に関する意見照会書、議案第4号に係る個人情報保護制度の事務の改善について（諮問）、議案第5号に係る現行の個人情報保護条例、個人情報保護法、報告資料（1）の個人情報取扱事務に係る届出について（報告）がございます。</p> <p data-bbox="339 1653 1426 1953">最後に、マイナンバーカードに関するチラシがございます。マイナンバーカードにつきましては、今般政府において「令和4年度末までにはほぼ全国民に行き渡ることを目指して普及促進に取り組む」とされたところでございます。さいたま市においてもさらなるマイナンバーカードの普及促進を目指しまして、市役所全体を挙げて取り組むこととしております。マイナンバーカードをまだ取得されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひこの機会に取得していただければと考えております。</p> |

以上、資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申出ください。何か不足の資料等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(資料確認)

ありがとうございます。

それでは、本日の議案は4件となります。これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2 議 題

議案第 2 号 電子計算機の結合について（事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス）

議長 委員の皆さん、お暑い中ありがとうございます。

また、今回も事前に資料をお読みになったりご送付していただいたりの書類もありまして、大変ありがとうございました。事務局もいろいろ大変だったと思います。どうぞご苦労さまです。

それでは、入っていきたいと思いますが、まず第2号で、前回は第1号ということで、2号からになります。電子計算機の結合について審議を行うということでございます。

では、実施機関の方を入れてください。

〔実施機関（デジタル改革推進部）入室〕

議長 ご苦労さまでした。お名前をお願いします。

実施機関 デジタル改革推進部の野島と申します。よろしく願いいたします。

デジタル改革推進部の仲田と申します。よろしく願いいたします。

議長 ご苦労さまです。

それでは、第2号議案についてということで、お座りになって説明していただきたいと思ひます。

事前に資料はいただいておりますので、重要な点だけよろしく願いいたします。

実施機関 かしこまりました。

そうしましたら、電子計算機の結合について、まず説明をさせていただきます。

初めに、資料を事前にお配りしている1ページ目を御覧ください。前回も御説明をさせていただいたところですが、まず電子申請サービスのところから説明をさせていただきます。

こちらの電子申請サービスは、自宅や職場などのパソコンやスマートフォンからイ

ンターネットを利用して申請・届出をすることができるサービスとなっております。

また、市民の皆様がインターネットを利用して安心安全に電子申請を行っていただくため、申請等の情報を送受信する際の通信経路の暗号化を行っていきるとともに、不正アクセスの排除、データの改ざん防止、ウイルス対策など万全なセキュリティ対策を取っております。

2番目の利用イメージにつきましては、こちらに書かれているとおりとなりますが、電子申請・届出サービスというものは、共同利用するために契約は埼玉県が行っておりまして、さいたま市をはじめとします県内の各自治体は埼玉県と共同利用に関する協定を結ぶ形でこのサービスを利用しております。

下段の図になりますが、申請者からの個人情報の受け取りにつきましては、各業務担当課がさいたま市で管理している専用回線用端末を用いて申請情報を受け取り、申請に対する処理を行っております。

続きまして、資料の2ページ目を御覧ください。

(資料確認)

議長 では1枚目の最後の辺りを説明してください。

実施機関 かしこまりました。

では、タイトルが電子申請サービスについてと書かれている資料の一番下の段のところです。改めてご説明をさせていただきます。

こちらの申請者からいただきました情報につきましては、さいたま市にて管理している、一番下の図になります。申請者からの個人情報の受け取りにつきましては、各業務担当課がさいたま市で管理している専用回線用の端末を用いて申請者情報を受け取りまして、申請に対する処理を行っているところになります。

では、続きまして、2ページ目のタイトルが電子申請・届出サービス利用に係る個人情報保護審議会対象案件の考え方というところの資料を御覧ください。

本市におきます電子申請サービスは、埼玉縣市町村電子申請サービスを利用するため電子計算機の結合に該当いたします。さいたま市個人情報保護条例第8条の規定では、個人情報の電子計算機処理を行うに当たりまして、市以外の者との間において通信回線による電子計算機の結合をすることは原則禁止されております。ただし、法令に定めがあるとき、または実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるときは、例外として電子計算機の結合が可能となっております。

本市の電子申請サービスの中には、複数の手続がございまして、デジタル手続法第6条、またはデジタル手続条例第3条に該当する手続は、法令などに定めがあるときに該当するため、審議会への意見照会は不要となっております。一方で、デジタル手

続法第6条及びデジタル手続条例第3条のどちらにも該当しない手続につきましては、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるときの適用を受けるため、電子申請サービスに手続を追加する都度、審議会への意見照会が必要となっているところとなっております。

本日お諮りする手続につきましては、判断基準4、要綱、要領等に規定されているものや明文の規定がない手続に該当し、実施機関としまして公益上特に必要があると認めるため、新たに電子申請サービスに追加するに当たり、審議会にて意見照会をさせていただくものとなっております。

本日お諮りする手続ですが、事前に、今度はA3の束の資料になりますが、そちらの手続一覧に記載がございます18の所管課から提出されました109の手続となっております。

主な手続につきまして、幾つか御紹介させていただきますが、まず資料の10ページ目になります。ページ数がなければ、左側のナンバー42を御覧いただければと存じます。

説明を続けさせていただきます。こちらは、年金医療課所管の子育て支援医療費助成金受給資格内容等の変更の手続となっております。こちらは、0歳から中学校卒業までの乳幼児・児童の保護者を対象に、乳幼児・児童に係る入通院の医療費、保険診療の一部負担金になりますが、こちらを助成する制度になっておりまして、医療費の助成を受けるには受給資格の登録が必要になります。この手続は、住所や加入している健康保険証が変わったとき、また登録している口座を変更したいときなど、受給資格の情報を変更する手続となっております。現在は、区役所の保険年金課の窓口により受付をしておりますが、年間約1万7,000件を超える受付件数でありますため、電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。

こちらの手続を明文で規定した法令はなく、デジタル手続法またはオンライン条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報ですが、乳幼児・児童の住所、氏名、生年月日、加入医療保険及び保護者の金融機関情報になります。

続きまして、他の手続を説明させていただきます。左のナンバー56というところを御覧いただければと存じます。

説明を続けさせていただきます。こちらが子育て支援政策課所管の法律相談申込書（ひとり親家庭等法律相談事業）になります。この手続は、さいたま市内に住むひとり親で法律相談を希望する者が無料で弁護士により、離婚前後の法律相談や養育費に関する相談を行うために申請するものとなっております。

現在は、事前にひとり親家庭就業・自立支援センターに電話連絡をした後、申込書を持参または郵送にて提出をいたしまして、審査後に法律相談受講者証というのが郵送される手続となっております。郵便代など申請者にとっての負担などの課題もごございますところから、電子申請サービスでも申請及び法律相談受講者証をメールで受け取れるようにしたいと考えております。

こちらにつきましても、手続を明文で規定した法令はなく、デジタル手続法またはオンライン条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報、申込者氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、整理番号、相談事項となっております。

こちらで一旦説明は以上となります。

議長

ここまでで仕組み等について何かご質問があれば、個々の点については、また事前質問いただいておりますので、何かございますか。よろしいですか。

では、また何かあれば、その時々におっしゃっていただいて結構でございます。

それでは、まず事前質問についてのお答えをお願いしましょうか。

資料をちょっと皆さん出していただくのに時間がかかると思いますので、議案第2号というのが、質問は3件でいいのですか。内田委員と岩崎委員でいいですね。では、それについてまずお願いします。

実施機関

かしこまりました。

では、いただきました御質問について、上のほうから順番に説明をさせていただきます。

まず、内田委員からの御質問1つ目、1です。「別紙「電子申請追加手続一覧」の「手続の流れ」に、「オンライン化後」に「電子申請」と記載されている「手続名」に関して、今後「紙で提出」を認めないという理解をしました。その理解に間違いはないでしょうか」というところについてお答えをいたします。

本市が推進している手続のオンライン化になりますが、書面による申請などを廃止するものではなく、オンラインでの申請などを希望する者に対して、オンラインでの申請ができる環境を提供することとなっておりますので、電子申請と紙での提出、2通りの方法が可能となります。電子申請追加手続一覧の手続の流れの欄につきまして、電子申請の届出サービスを利用した場合の手続方法を記載しておりましたので、一覧の記載がちょっと分かりづらくなってしまって、大変申し訳ございませんでした。

では、続きまして、御質問の2、「「電子申請」のみとなった場合、端末を所有しない人もしくは端末を使用しない人の申請方法を御教示ください」について御回答いたします。

先ほどの質問1で回答したとおり、電子申請と紙で提出の2通りの方法が可能となっておりますので、端末を所有しない人もしくは端末を使用しない人につきましては、引き続き区役所などの来庁窓口や郵送等での受付をする形になってございます。

議長 ここまでですけれども、内田委員、何かございますか。

内田委員 全く問題ないです。ありがとうございました。

議長 2本立てで行くということですね。

実施機関 はい。

議長 他の委員さん、関連して何かあればお願いします。

池田委員 従来型のものと新しくオンライン化されたものの2本立てというイメージでよろしいですか。

実施機関 そうですね。並行した形で受付をするということです。

議長 よろしいでしょうか。また何かあればおっしゃってください。

では、質問3についてお願いします。

実施機関 では、質問3、「電子申請」内容に誤りがある場合の対応方法をお教えてください」について御回答いたします。

電子申請・届出サービスでは、受付した申請等のデータに対し、受理・不受理・返却・職権訂正などの処理を行うことができます。電子申請の内容に不備がある場合は、まずその時点で不受理・返却の処理を行います。軽微かつ訂正する内容が明らかである場合は、市の職員が職権訂正を行うなど、誤りの程度に応じた対応を行っております。

議長 この点は何かございますか。

内田委員 問題ないです。

議長 よろしいですか。

実施機関 では、続きまして、御質問4、「手続名」によっては「手続の流れ」に「市職員が（申請内容）を確認し」と記載されておりますが、この記載がない「手続名」においても同様に市職員が確認をなさるのでしょうか。また、外注する場合は、先日のUSB紛失のような事件を防止するための策について御教示ください」について御回答いたします。

こちらの電子申請追加手続一覧の手続の流れの欄では、従来とオンライン化後で変更がない部分は省略して記載させておまして、いずれの手続につきましても、市の職員が必要な確認を行ってございます。また、手続の件とは異なりますが、本市は委託事業者への情報セキュリティ対策について、情報セキュリティポリシー等に規定いたしておまして、特に情報セキュリティ対策を委託事業者において社員等に徹底さ

せるため、委託事業者は、本市の情報資産を取り扱う事務に従事する者に対して情報セキュリティ教育を実施しております。その実施状況を書面で報告することとしております。先日起きました他の自治体でのUSB紛失事件を受けまして、本市では庁内の全ての部署に対し、委託事業者への個人情報の適正な管理及び情報セキュリティ対策の徹底について注意喚起を行うとともに、委託事業者に対して、再度情報セキュリティ教育を実施し、その実施状況について報告をさせるよう対応を行いました。

質問4につきましては、以上でございます。

議長 何かございますか。

内田委員 大変よく分かりました。ありがとうございました。

議長 この点に関して何かございますか。

委託業者に対するのも結構なのだけれども、再委託しているものが結構あるでしょう。だから、その再委託の手続について、きちんと市のほうが承諾しなければ再委託を認めないとかいう点、それから再委託業者に対する教育、それも見ないと意味ないのでよね。事故の多くは、再委託で起こっているところもあるので、実際、このような事業は、そういう形で行われているものが多いのでしょうか。

実施機関 そうですね。再委託は原則禁止ではございますが、行う際には、契約書を取り交わす前に、再委託の業者についても申請をした上で、それに係る担当者個人にも全てに申請書を提出していただいている状況でございます。ですので、今回の対応につきましても、同様な形で対応をしてきたこととなっております。

議長 後で出てくるチェック項目の中にもわざわざ入れたのですね。

何かございますか。よろしゅうございますか。

では、岩崎委員さんからの御質問についてお願いします。

実施機関 岩崎委員からの御質問、「全ての申請がネットでのみになると、事業の内容によっては、何らかの偽証が見過ごされるのではないかと思います、その心配はないのでしょうか」について御回答いたします。

オンラインであるか対面であるかは問わず、申請等を受け付けるためには、申請者等を特定する必要がある場合がございます。この際、なりすましや架空名義による申請等が行われる蓋然性及びなりすまし等が行われた場合に予想される被害の程度などのリスクに応じて、どの程度の厳格さで本人確認を行うかを手続ごとに検討する必要があります。

オンラインでの申請等においては、マイナンバーカードによる電子署名や免許証等の本人確認書類の画像を添付する方法で本人確認を行うことができるため、書面での申請等と比較しても偽証というリスクが高いとは考えてございません。

質問の回答は以上となります。

議長 何かこれに関連して御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

免許証も免許証そのものが偽造されると。

池田委員 これはあれですね。偽証するという点に関して、実際対面だからとかオンライン、ネットだからというよりは、する側と見る側というところなので、御対応としてちゃんとされているのであれば、特に問題はないのかなというふうに思います。

議長 ありがとうございます。

その他はよろしゅうございますか。

事前にいただいたのはこれだけでございますが、何かほかの件で御質問、御意見ございましたらおっしゃっていただければと思います。

そうしますと、この一覧に出ている各事業につきまして、電子結合を認めるということで異議がないということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

御苦労さまでした。

実施機関 ありがとうございます。

議案第 3 号 電子計算機の結合について（事務の名称 J グランツ）

議長 続いての御説明も同じですね。よろしく願いいたします。

実施機関 続きまして、議案第 3 号の電子計算機の結合についての御説明をいたします。

資料のほうを表紙からめくっていただきまして、1 ページ目、表題が J グランツについてというところの資料を御覧ください。

議長 よろしいですか。

では、お願いします。

実施機関 では、御説明いたします。J グランツとは、デジタル庁が運営する補助金申請業務を行うための電子申請システムで、法人及び個人事業主等を交付対象とする補助金で利用することができます。公募から事業実施後まで、全ての手続を一元的に管理することが可能となります。

2 つ目、J グランツでできることといたしましては、自治体及び事務局向けの機能として、制度と補助金の登録及び手続設定と申請フォームの項目が自由に設定でき、受付、審査、承認といった各プロセスでの事務局処理の流れで進捗管理ができます。事業者向けの機能としましては、国の補助金も地域の補助金も一つのサイトで、キーワードや利用目的で情報を検索することができ、ワンストップでサービスを受け付け

ることができます。

2 ページ目のところになりますが、3 の利用イメージがこちらの事業者側と事務局側のイメージとなっております。

失礼しました。あともう一点、電子計算機の結合につきましては、既に利用している埼玉県市町村電子申請サービスと同様、さいたま市以外の者が管理するシステムで、個人情報を含む申請データの受付を行うため、さいたま市が管理する端末で申請等のデータを受信する際に、さいたま市個人情報保護条例第8条における電子計算機の結合を行うこととなります。

こちらの利用イメージのところで見ますと、下段の事務局側の③、公募受付、⑥、交付通知、⑦、各種手続のところ該当いたします。

5 番のセキュリティ面になりますが、J グランツは、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針等の国のガイドラインを満たすシステムを構築、実装しており、十分なセキュリティが確保されております。

3 ページのところ、6 で埼玉県市町村電子申請サービスとの違いを御説明させていただきます。こちらですが、自治体から補助金の交付を受けるためには、交付申請・交付決定・請求・支払い・実績報告・精算などの多くのプロセスが必要となりますが、既に行われている埼玉県市町村電子申請サービスでは、これらのプロセスを別々の手続として受け付けることになり、一元的に管理することができません。一方、J グランツでは、これらのプロセスを一元的に管理することが可能で、過去に申請した基本情報の再入力が必要なことや、次に必要な手続が分かりやすくなるなど、補助金に特化したシステムとなっております。

現時点では、子育て支援型幼稚園利用者負担軽減事業費補助金での利用を予定しておりますが、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、中央官庁・地方公共団体における J グランツの利用補助金種類数を拡大する方針が示されてございまして、対象補助金及び取り扱う個人情報は拡大されると見込まれております。

ただし、J グランツを利用できるのは、法人及び個人事業主等を対象とする補助金のみであり、個人を交付対象とする補助金では利用できないことから、取り扱う個人情報は限定的となります。

ここで、7 番の下のところを書いてございます子育て支援型幼稚園利用者負担軽減事業費補助金で取り扱う個人情報は、園児氏名、生年月日、認定区分、認定番号、利用状況になります。

下段の参考というところになりますが、今後、対象補助金が拡大された場合に取り扱い可能性がある個人情報としまして、申請担当者等の連絡先、補助対象者の氏名・

住所・性別・生年月日などを想定しております。

今後の予定では、先ほど御説明させていただいたとおり、まだ子育て支援型幼稚園の補助金の関係のみとなっておりますが、順次拡大していく予定となっておりますので、このJグランツの利用を行えればと考えてございまして、御審議をお願いする次第となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長

御苦労様でした。

何か御質問等ございますか。

そうすると、今回つないでいいかどうかは、今予定として挙げられた子育て支援の関係だけではないということですね。これにつなごうと思う補助金は全部承諾してほしい趣旨でよろしいですか。

実施機関

そのとおりでございます。

議長

これは、埼玉縣市町村電子申請サービスと考え方は同じですか。

実施機関

そうです。同じになります。

議長

埼玉縣市町村電子申請サービスは手続が追加されるごとに審議をしていますが、ここはどうですか。

実施機関

昨年度の審議会においてなのですけれども、国のこのJグランツと同様にデジタル庁が管理しているマイナポータル内のぴったりサービスというシステムについては、これから国の方針で順次拡大していく予定がございますので、手続を今の時点では限定せず、システムとして利用することをお認めいただいたという経緯がございます。

議長

それと同じようにしたいということですか。

実施機関

はい。

議長

ということだそうでございます。これは既に埼玉縣市町村電子申請サービスにつないでしまったけれども、やっぱりJグランツのほうがいいというパターンはあるのですか。

実施機関

そういったケースは出てくると思います。

先ほど御説明させていただいた子育て支援型につきましても、先日御審議させていただいた時の手続と同様のものとなっておりますので、併用するのは確かに利用者の方にとっても混同するところになりますので、まず市としても一元管理できるJグランツに徐々に移行しつつ、一旦結合として認めていただきました埼玉県の市町村サービスを場合によってはJグランツ側のほうに統合するといった方向も考えられるかと存じます。

議長

前回の審議会承認した補助金の申請について、今回はJグランツの方が良いと資

料に書いてありますが、そういうことなのですか。

実施機関 そうですね。

議長 それがたかが1か月か2か月の間に変わるというところがよく分からないのだけでも、これはどうなのですか。

実施機関 J グランツについては、資料に記載のとおり、理念というか、設計のシステムの考え方については、補助金に特化したシステムで、大変よいものなのですが、実際の使い勝手の面で、本当にかゆいところに手が届くいいシステムなのかどうかというのは、正直なところ試してみなければ分からないと考えておまして、そのために、まず一つの補助金で実際に利用してみて、またその補助金の申請を行う事業者の反応も見ながら、本当によいシステムであれば、庁内にJ グランツの活用を呼びかけていて、こちらにシフトしていくということを考えております。

議長 試してつないでみるということですね。そしてやっぱりやめたときの費用というのは、全然かからないのですか。

実施機関 費用は一切かかりません。

議長 それはやめても費用は一切かからないということですか。

実施機関 はい。

議長 そこは大丈夫なのですね。

実施機関 全てデジタル庁が予算を持っておりますので、さいたま市で負担するものはございません。

議長 埼玉県市町村電子申請サービスをやめる場合に費用がかかるということはないのですか。

実施機関 埼玉県市町村電子申請サービスは、使った手続の数などにはかかわらず、毎年定額の負担金を払っているものですので、そちらの一つの手続が増えたり減ったりすることで、影響はございません。

議長 ということだそうです。いかがでしょうか。

今後このスタイルが増えてくる可能性がありますけれども、よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、これについても了承するということにします。

御苦労様でした。

〔実施機関（デジタル改革推進部）退室〕

報告事項

(1) 個人情報取扱事務の報告について

事務局 では、進行がスムーズであったため次の実施機関が未到着となっております。進行を円滑に進めるため先に報告事項について申し上げさせていただきます。

資料は、個人情報取扱事務に係る届出についてということで、事前に郵送で配布しているものになりまして、ページが約88ページある、いつもの個人情報取扱事務の変更の届出書とか、そういったものの報告になります。

こちらにつきましては、個人情報保護条例第6条第4号の規定に基づく市長から本審議会宛てへの報告となります。

報告資料(1)のほうを見ていただきますと、1ページ目、こちらが令和4年7月6日付の市長からの本審議会への報告となりまして、期間としましては、令和4年5月1日から6月30日までに届出のありました個人情報取扱事務の開始届出書、変更届出書、それから廃止届出書となりまして、開始届出書が25件、変更が53件、それから廃止届出書のほうが3件という形になっておりまして、各届出書のほうは6ページから88ページまでで記載されております。

なお、件数につきましては、前回御報告したときには結構な数が出ておりましたが、それは年度に伴う事務の見直しということで件数は多かったのですけれども、その後の状況になりますので、大体この程度が通常で、見直しだったり新規なものが出ていくという形になっております。特段、数としておかしいというものとは感じておりません。

以上となります。

議長 ありがとうございました。

何かご意見ございますか。

これを見ていると、どんな事業が始まって、どんな事業がやるのだかというのは分かるのだけれども、メールマガジン廃止というのがあるのだけれども、これはなぜ廃止したのですかね。

事務局 登録者の問題で多分事務事業を見直したのだと思われます

今ですと、ツイッターとかもやっていますので、あまりメールマガジンというよりは、ツイッターですとかそちらに移行しているのではないかとと思われます。

議長 それでは、一応25分ぐらいまで、10分間休憩ということにいたしましょうか。それでいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

〔休 憩〕

2 議 題

議案第 4 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 予防接種事業に関する事務）

事務局 では、お願いいたします。

議長 では、どうぞ呼んでください。

〔実施機関（新型コロナウイルスワクチン対策室、デジタル改革推進部）入室〕

議長 御苦労さまです。

お名前と所属をおっしゃってください。

実施機関 新型コロナウイルスワクチン対策室の南と申します。

実施機関 同じく新型コロナウイルスワクチン対策室の清水と申します。

実施機関 デジタル改革推進部の原口と申します。

議長 どうぞお座りください。

これ評価書のあれですよ。仕組みとどこを変えたのかというところをおっしゃっていただければ一番早いかなと思います。よろしくをお願いします。

実施機関 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第 4 号の予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について、新型コロナウイルスワクチン対策室より説明させていただきます。

まず、この特定個人情報保護評価とは何かについて、簡単に御説明をさせていただきます。資料 1 の 1 枚目を御覧ください。こちらは、国の機関である個人情報保護委員会がホームページで公表している資料となります。

一番上の枠、「特定個人情報保護評価とは」を御覧ください。特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする、または保有する国の行政機関や地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するものでございます。

ここで言います特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法において規定されており、個人番号、こちらもいわゆるマイナンバーのことですが、マイナンバーをその内容に含む個人情報のことを言います。この特定個人情報について、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、こちらは特定個人情報データベースを特定個人情報ファイルと定義しております。

この特定個人情報保護評価を実施した後において、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするときは、評価の再実施をすることとされており、今回の御審議いただきたい内容は、この再実施に該当しております。

次のページ、2ページ目を御覧ください。第三者点検でございます。特定個人情報保護評価のうち全項目評価の実施または再実施が必要とされた事務については、作成した評価書について住民等の意見聴取、いわゆるパブリックコメントを実施した後、第三者点検を行い、第三者点検を受けた後に、評価書を個人情報保護委員会に提出し、公表するということが番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則という法令に規定されております。

この第三者点検は誰が行うのかということでございますが、資料左側2つ目の丸印を御覧ください。個人情報保護審議会または個人情報保護審査会による点検が原則とされており、本市におきましては、個人情報保護条例第40条の第2項の規定を適用して、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会へ諮問することとしております。

なお、法令の参考条文につきましては、資料1ページ目の4ページ以降にまとめておりますので、後ほど御覧ください。

また、個人情報保護条例第40条の2項につきましては、情報公開制度・個人情報保護制度の手引の228ページに記載されておりますので、こちらも後ほど御確認いただければと思います。

次に、今回の予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について、概要を御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。このページの中ほどの網かけの枠内となります。予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価につきましては、平成27年7月16日に特定個人情報保護評価を実施した評価書を公表しております。また、先般、既存の予防接種事業に加えて新型コロナウイルス感染症の対策に係る予防接種記録の管理等の事務を行うに当たり、全ての市区町村において、国、こちらはデジタル庁になりますが、開発したワクチン接種記録システム、以後略称としてVRSと申し上げます、を利用することにより、特定個人情報保護評価の再実施を行っております。こちらにつきましては、令和3年11月30日付で評価書を公表いたしました。

さらに、そのVRSに新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、以後略称として接種証明書と申し上げます。の電子交付機能が追加され、またVRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更が行われたことによりまして、特定個人情報保護評価の再実施を行っております。こちらにつきましても令和4年4月28日付で改訂した評価書の公表をしております。

今般、新たにその接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付、以後略称としてコンビニ交付と申し上げますが、実施されることに伴い、評価書の見直しが必要となりました。規則及び指針では、この見直しは重要な変更というものに該当す

るものとされていることから、特定個人情報保護評価の再実施を行い、委員の皆様へ第三者点検をお願いするものでございます。

資料3をお願いいたします。こちらが今回評価書の見直しの起因となった国から発出された文書となります。

令和4年4月22日に、国（デジタル庁）から事務連絡が発出され、コンビニ交付の実施に当たり、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報の取扱いが生じるため、評価書の内容に新たな特定個人情報の取扱いを追記する等の必要が再度生じました。

資料4をお願いいたします。この見直しについてでございます。この資料4の（1）番、特定個人情報の取扱いの変更点を御覧ください。接種証明書のコンビニ交付においては、コンビニエンスストア等のキオスク端末において、申請受付時に個人番号、マイナンバーを取得することとなることから、予防接種に関する事務において、個人番号の入手方法が増えることとなります。これらは、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられ、今回評価書の内容に新たな特定個人情報の取扱いを追記等いたしております。

（2）、評価の再実施等の時期を御覧ください。評価の再実施につきましては、本来重要な変更を加える前に実施することが原則となります。しかしながら、このたびの評価の再実施につきましては、事前に行うことが困難な状態にある場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定、緊急時の事後評価の適用の対象となると国の事務連絡において示されております。

以上のことから、本市では、当該事務連絡が4月22日に発出された後、速やかに評価書の修正作業を行い、1か月間のパブリックコメントを7月まで実施し、このたびの審議会に諮問することとしました。

続いて、今回の評価書の修正内容について御説明をさせていただきます。大変申し訳ございませんが、一度資料2にお戻りください。資料2の3ページ目、評価書の主な修正箇所を御覧ください。今回の評価書の主な修正箇所を一覧表にしたものでございます。なお、こちら以外にも細かい追記等はございますが、要点となる事項のみ記載させていただいておりますので、あらかじめ御承知おきください。

また、今回追記している内容につきましては、VRSが国のデジタル庁により開発されたものであることから、本市独自ではなくて、国が評価書のひな形、今回の改訂に当たっての評価書のひな形を各自治体のほうに提示しております。本市におきましてもこの提示されたひな形を基に、評価書の改訂の作業をしております。

具体的な評価書の修正内容につきましては、項目はたくさんございますので、主な内容を抜粋して御説明をさせていただきますので、資料6、特定個人情報保護評価書

(全項目評価書)をお願いいたします。こちらが評価書になります。評価書のほうに番号を振っておりますので、こちらの5ページ目を御覧ください。こちらは、どのようなシステムなのかを示したページになります。システム5として、ワクチン接種記録システム(VRS)がございいますが、「②システムの機能」の最終行に、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う機能の追記を行っています。

続いて、8ページ目を御覧ください。こちらは、各システムがどのように情報連携を行っているのかを図示したページでございます。図の下のほう、点線内の箇所になりますが、接種証明書のコンビニ交付に係るフローを追記しております。

続いて、10ページ目をお願いいたします。こちらは、特定個人情報をどのように入手し、使用するかを示したページになります。「②入手方法」のその他欄にコンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステムを追記しております。

同じページ下のほう、「⑤本人への明示」の最終行に「コンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受ける場合」を追記しております。

続きまして、17ページを御覧ください。こちらは、特定個人情報ファイルの取扱いの委託を示したページになります。一番上の項目、委託事項6に接種証明書のコンビニ交付に伴う追記を行っております。

続きまして、20ページをお願いいたします。こちらは、特定個人情報の保管・消去を示したページでございます。「①保管場所」の最終行に「証明書交付センターシステム及びキオスク端末には申請情報・証明書データなどを記録しないこととしている」の追記を行っております。

続きまして、特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策について御説明させていただきます。こちらは、複数のページにまたがっておりますので、30ページをお願いいたします。一番上の項目、「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」2番目の項目、「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」、2つ飛びまして、「リスクに対する措置の内容」、その3か所のそれぞれの項目にもコンビニ交付に係るリスク対策を追記しております。

31ページ目をお願いいたします。一番上の項目、「入手の際の本人確認の措置の内容」、1つ飛びまして、「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」、2つ飛びまして、「リスクに対する措置の内容」のそれぞれの項目にもコンビニ交付に係るリスク対策を追記しております。

34ページをお願いいたします。こちらは、特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託について示したページです。上から2つ目の枠、情報保護管理体制の確認の項目

の中ほどとなりますが、VRSの委託事項として「コンビニ交付関連機能を含む」ことの追記を行っております。

議長 ちよつと途中で悪いのですが、評価書の中に「コンビニ交付」としたり、「コンビニ等」というのが出てきたり、ではコンビニとキオスクは違うわけですかね。

実施機関 コンビニの中にあるキオスク端末といいますか。

議長 コンビニの中にあるキオスク端末という意味なのですか。

実施機関 はい。

議長 コンビニ等と書いてあるところと、ただコンビニ交付と書いてあるところとあるのですが、大丈夫なのですか。コンビニ等の等には何が含まれるのですか。

実施機関 今現在は、そのコンビニエンスストアだけなのですが、キオスク端末が置いてあるところに今後発展していく可能性があるということです。おっしゃられているコンビニ等がついているところとコンビニ交付とつながっているところに関しましては、コンビニエンスストアの、今回の……

議長 だから、そこをちゃんと用語として整理してくれているのかどうかを教えてください。

実施機関 今回、先ほど申し上げましたとおり、国からのひな形を参考にしながらやっておりますので……

議長 国なんかどうでもいいのですよ。国なんか合っているのか分からないのですから。取りあえずうちのほうとしては、きちんとそこが整理されているかどうかということを知りたいです。コンビニ交付と書いてあるけれども、それはコンビニ等交付ではないのですか。

実施機関 正確に言うと、コンビニエンスストア等のキオスク端末のことを指しているのですが、今回略称として国が定めている……

議長 略称にしたというのはどこかに出ているのですか。

実施機関 国のほうで略称として「コンビニ交付とする」というのが、資料の3の中で1枚めくっていただくと、特定個人情報保護評価の見直しについて……

議長 資料3の……

実施機関 資料3の1枚めくっていただいて……

議長 1枚めくったら裏ということですか。

実施機関 その次のページです。

議長 1と書いてあるやつですか。

実施機関 はい。特定個人情報保護評価の見直しについて、この中で上から2行目のところなのですが、コンビニエンスストア等における自動交付、これを単にコンビニ交

付というのと定めておまして、コンビニエンスストア等における自動交付なのですが、評価書などで申し上げるときはコンビニ交付ということになっております。

議長 　　なっているのですね。

実施機関 　　はい。

議長 　　そこは整理されていると見ていいのですね。

実施機関 　　はい。

議長 　　それならばいいのですけれども。

星野委員 　　コンビニ以外でキオスク端末を置いてある施設はあるのですか。

実施機関 　　今現在、国のほうでやっておりますのが、セイコーマートさん、ハセガワストアさん、タイエーさん、道南ラルズさん、セブンイレブンのほうにつきましては、8月17日からということで、今後は国のほうで順次拡大していく予定ということになっておりますので、将来的にはそういうキオスク端末を置く場所が増えるということ想定しているところだと思います。

星野委員 　　すみません。基本的な話なのですけれども、コンビニに置いてある印鑑証明なんか発行できるコピー機ありますよね。あれのことをキオスク端末というのですか。

実施機関 　　イメージとしてはそうです。ただ、今さいたま市内で令和4年の7月時点で、さいたま市内のできる店舗については、セイコーマートさんの2店舗のみという状態になっておりますので、セブンイレブンさんとかがどの端末でやるのかというところは分からないのですけれども、基本的には、置いてあるあの端末をキオスク端末といえます。

議長 　　そもそもコンビニという概念が何か法律で決まっているのですか。いろんな何とかがストアさんというのはそもそもコンビニなのですか。

実施機関 　　そうですね。

星野委員 　　各種証明書もローソンだとかセブンイレブンとかで、その機械の仕様が違うので、取りづらいところと取りやすいところとあるのですよね。

議長 　　ただ、これ基準になることをチェックするわけですから、本来はコンビニとは何かという、どういう規定で、こういうものをコンビニというのだとか、そういうことがあるわけではないような気もするのですが。

星野委員 　　先生、恐らくコンビニだとか、今言ったようなセイコーマートとか、いわゆる発行可能な機械が置いてあって、それをキオスク端末と表現しているのだと思うのですけれども、その発行可能な機械を特定した場合に発行できますよということを言っているのではないかと思うのです。市のホームページでも印鑑証明だとか戸籍謄本なんかのコンビニ交付の説明書を見ますと、コンビニによって発行できる店が決められてい

ますよという案内が出てくるのですね。恐らく実際にその証明書取ろうと思ったら、そういうような説明を見ながら、取れるところと取れないところがあって、ここで記載しているのは取れるところを前提としているのではないかと思うのですね。

議長 簡単に言えば、それでいいのでしょうか。

実施機関 具体的に、市内でどこで取れますよとかという話は、またホームページ等のほうでこちらで取れますという形になると思います。

星野委員 先生、多分逃げてるのですよね、国がね。コンビニだけで限定するのではなくて、発行可能な機械が置いてある店が出てきたときは、コンビニ等の等で読んでくださいというような言い方してしまっているのではないかと思うのですよね。

議長 そこはきれいに整理しておかないと。

実施機関 用語的には整理されて、コンビニ等で発行する証明書のことをさらに略称してコンビニ交付という定義でやっております。

議長 それでいいのかなという感じがしますね。基準ですから。市民の方には説明するべきだと思います。ごめんなさい。途中で切ってしまって。ちょっと同じ問題がずっと出てきているので。では、続けてください。

実施機関 41ページ目を御覧ください。こちらは、特定個人情報の漏えい・滅失・既存のリスクについて示したページでございます。「⑥技術的対策欄」の下2つの黒ポツとなります。「証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしていること」、「キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信については、LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止すること」、「通信は暗号化を行うことにより、通信内容の取得及び盗聴防止の対応をしていること」を追記しております。

評価書の主な修正点についての説明は以上でございます。

最後に、資料7について、6月6日から7月6日にかけて実施いたしましたパブリックコメントの意見募集の結果を添付しておりますが、パブリックコメントで提出された意見はございませんでした。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 何か御説明で御質問したいこと等ございますか。

はい、どうぞ。

内田委員 御説明ありがとうございました。評価書のⅢにリスク対策というのがあります。この中にリスクへの対策は十分かとかいう項目がたくさん出てきますが、特に力を入れている、十分である、課題が残されているの中の特に力を入れているとか十分であるというのが多くありますが、またほかのところでも、Ⅳのところでも監査の関係とか、

こういう評価をするときに、どのような基準でこの3段階を選ぶのかという基準について教えていただきたいと思います。お願いいたします。

実施機関 基本的に、さいたま市の方におきましても情報セキュリティポリシー等がありまして、このシステムに限った話ではないのですけれども、一定の基準を満たしていると思っております。それらの対策を行っている限りにおいては、対策は十分取られていると判断しております。

内田委員 特に力を入れているものと十分であるとの違いというのはどういうところにあるのでしょうか。

実施機関 基本的には、満たしている限りは十分であるとは思っております。4のところの例えばその他のところの項目になると思いますが、職員の研修等については、意識して研修をしているというところを踏まえますと、自己評価にはなりますけれども、特に力を入れているという判断で記載をさせていただいているということです。

内田委員 得点化して何点以上が十分である、何点以上は力を入れているとかではなくて……

実施機関 そういう明確な基準ではやっておりません。

内田議員 主観的にやっているのですか。

実施機関 そうですね。

池田議員 ガイドラインがあって、そのガイドラインどおりにできているものは十分に行っている。

実施機関 基本的には十分であるというところでございます。

池田委員 台風対策で例えば、全然話違うのですけれども、シャッターするのがいいですよというガイドラインがあったら、そのシャッターはしているよというのが十分な場合、それにもう一枚ちょっと木で木戸を打ちつけておこうかなというふうにやると特に力を入れているみたいな、そんなイメージの主観的にやられているということですか。

実施機関 はい。

議長 基本的には自己点検なのですよ、これ。自己点検評価だから、遠慮して十分しか書かないのかよく分からないけれども、場合によってはやっぱり特に力を入れていると書いてもらったほうがかえって、そう書いていただいたほうが安心感はあるよね。

実施機関 基本的に、先ほど申し上げましたとおり、さいたま市の情報セキュリティポリシーというしっかりしたものがございますので、さらにそのポリシーを超えて各々の業務で、さらに強いところまでは至っていないのかなと判断しておりまして、十分なところですよという評価になっております。

星野委員 例えば情報管理区分によって、極めて秘匿性の高い情報については、そのリスク管理についても非常に力を入れてやらなければいけない、あるいは情報管理区分が若干

軽くなったときには、その取組の力の入れ具合だとかやる項目なんかは少し薄くなっています。例えばそれだと十分でいいとか、リスク管理区分によって若干そのリスク対策の濃度だとか度合いが変わってきて、それらの評価項目について全てやっていたら、特に力を入れるとか、そういうような概念があるのですか。

実施機関　　そういう意味ですと、その取り扱う情報の重要度に応じて適切に管理しなさいというふうにはポリシーはなっております。やはり重要な情報は重要なりにしっかりと管理しましょうということにもなっておりますので、そのとおりにやると、やはりこれを超えてというところまでは、自己評価でございますので、さらに胸を張って特に力をというところまではなかなか評価しづらいのかなと思います。

議長　　そのほかにもございますか。

星野委員　　ちょっと教えていただきたいのですが、全項目評価の8ページのところで、このコンビニ交付がなされる場合は、スマホでアプリで接種証明を申請しますと、マイナンバーカードが番号打ったりして交付されますね。日本語の証明書と、アプリでは英語表記とでパソコン等で申請をすると出てくるのですけれども、今回はコンビニ交付は紙ベースで多分出ると思うのですが、英語表記の紙ベースの証明も発行されることになるのですか。

実施機関　　そこは選択できまして、国内用のものと英語表記のもの、選択で発行できます。

星野委員　　同じように、自己証明はマイナンバーカードであるか、英語表記の場合はパスポートか何かで証明していくということになるのでしょうか。

実施機関　　一度7月21日にシステムが改定されまして、7月21日以降にアプリかもしくは我々自治体のほうで海外のパスポートの情報などを入れさせていただいた上で、マイナンバーカードを持って、このコンビニのキオスク端末でマイナンバーカードで提出し、発行の申請をいただくと、そちらで国内用、海外用が選べまして、海外用のデータというのが一度アプリなどで取っていただくときの情報……

星野委員　　パスポートのナンバーとか入れなければいけないのですね。分かりました。ありがとうございます。

議長　　そのほかよろしゅうございますか。

では、これについては同意するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長　　では、これで運用していただくということになります。

御苦労さまでした。

実施機関　　ありがとうございました。

〔実施機関（新型コロナウイルスワクチン対策室、デジタル改革推進部）退室〕

議案第 5 号 個人情報の保護に関する法律の改正による令和 4 年度さいたま市個人情報保護
条例等の改正について

議長 それでは、よろしいでしょうか。第 5 号議案に入っていきます。

これについては、事務局から説明ということでよろしいですか。

事務局 はい。

議長 では、お願いします。

事務局 それでは、さいたま市個人情報保護法施行条例案の概要について御説明いたします。

恐れ入りますが、資料は本日配付しました、右上に修正版と記載されている資料を御覧ください。事前にお送りしました資料から修正した内容も含めて、後ほど御説明をいたします。

まず、「1、条例改正の目的」を御覧ください。令和 5 年 4 月 1 日から改正個人情報保護法が施行され、個人情報保護法の適用を受けることとなりました。そのため、本市でも現行のさいたま市個人情報保護条例からさいたま市個人情報保護法施行条例への全部改正を行います。また、法施行条例への改正に合わせて、関連する条例の一部改正も行います。

続きまして、「2、法施行条例の概要について」を御覧ください。こちらについては、別添の条例案を条項ごと解説しているものとなります。

まず、第 1 条の趣旨と第 2 条の用語については、個人情報保護法改正の主要目的である定義等の統一化を実現する内容となります。第 1 条では、法施行条例が個人情報保護法に基づき制定しなければならない条例であることを規定し、第 2 条では、法施行条例で用いる定義や用語も法と同じ内容とすることを規定しております。

続きまして、第 3 条の個人情報取扱事務の届出ですが、これは個人情報保護法には規定のない制度ですが、個人情報を適切に管理する観点から、現行条例の制度をそのまま踏襲することを規定したものでございます。

ただし、個人情報保護法では実施機関の中には「議会」が含まれておりませんので、法施行条例にも当然「議会」が含まれておりません。したがって、議会の個人情報取扱事務につきましては、今後、議会で独自に管理することとなります。

なお、白く網かけがある部分は、修正をさせていただいた内容となります。現行条例において個人情報の目的外利用または外部提供した場合は、市長への報告義務があることから、改正後におきましても経常的に目的外利用または外部提供する場合は、個人情報取扱事務の届出の際にその旨を記載するという規定を追加したものとなっております。

続きまして、第 4 条の個人情報保護管理者ですが、これも個人情報保護法には規定

のない制度ですが、個人情報を適切に管理する観点から現行の条例制度を引き継ぐものとなります。なお、各課の課長等が個人情報保護管理者に指定されております。

続きまして、第5条の不開示情報ですが、個人情報保護法と現行制度では不開示情報の取扱いに相違があります。具体的には、公務員の氏名の取扱いとなりますが、個人情報保護法では原則不開示、現行条例及び情報公開条例では原則開示となっております。こういった場合には、地方公共団体が独自に情報公開条例との整合性を図ることが認められておりますので、本市では公務員の氏名を原則開示とするように規定しております。

続いて、ページが変わりまして、2ページの第6条の開示請求に係る手数料及び費用負担になりますが、今回の条例改正における重要事項となります。

個人情報保護法に基づいた国の開示請求は有料で、1件につき300円ですが、本市の条例に基づく開示請求では無料となっております。しかしながら、個人情報保護法では、法で規定する金額を超えない範囲で、市独自の金額を設定することも認められており、無料とすることも認められていることから、現行制度の行政サービスの質を維持するためにも、手数料を無料と規定するものでございます。

続きまして、第7条については、事務処理関連の内容で、開示請求書の様式に法で規定している項目以外の項目を追加することを規定するものでございます。

続きまして、第8条の開示決定等の期限ですが、こちらも今回の条例改正における重要事項となります。個人情報保護法に基づき開示請求があった場合は、請求のあった日の翌日から起算して30日以内に開示等に関する決定を行わなければなりません。本市情報公開条例及び現行の条例では、請求のあった日の翌日から起算して14日以内に決定を行うこととしております。

個人情報保護法では、法で規定する決定期限を越えない範囲で市独自の決定期限を規定することも認められております。したがって、現行制度の行政サービスの質を維持するためにも、決定期限を請求があった日の翌日から14日以内として規定するものでございます。

続きまして、ページが変わりまして、3ページの第9条の開示決定等の期限の特例ですが、これは第8条の状況とは異なりまして、開示請求された個人情報が著しく大量であるため、開示対応したときに、他の業務の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合に規定するものでございます。

なお、単に量が多く、事務処理が困難というだけの理由であれば、第8条の30日以内の期限延長を適用することとなります。この特例が適用できると思われる事例は、例えば児童相談所で保護対象とされた方で、生まれてから成人するまでの長期間にわ

たり対応記録等が存在する方から開示請求があった場合などが想定されます。

このような事例の具体的な対応方法ですが、第9条を適用した場合のイメージ図を御覧ください。このような事例では、文書量及び開示・不開示判定の難易度からすると、第8条を適用して開示決定等の期限を最大44日以内に開示決定等を行うことが難しいと思われます。したがって、まずは①のとおり請求日の翌日から14日以内に第9条の適用を決定し、請求者に通知します。その後は、②のとおり44日以内に事務処理上可能な部分を開示し、③のとおり44日以内に開示決定等ができなかった箇所について、順次開示決定等を行うこととなります。

しかしながら、情報公開条例において著しく大量の開示請求を受ける想定はあるのですが、個人情報で著しく大量の開示請求を受けることはあまり想定できませんので、現行条例に第9条のような規定はございません。ただし、個人情報保護法には従来から第9条の規定は存在しておりますので、今後は、第9条の規定も適用することとなります。

ただし、個人情報保護法をそのまま適用すると、②の決定期限が60日以内となり、期間計算の基準となる第8条の最大44日以内を大きく上回ってしまうため、法施行条例では第8条との整合性を取るために、②の開示決定等を行う期限を同じ最大44日以内と規定しております。

続いて、ページが変わりまして、4ページの第10条の保有個人情報の開示の際の本人確認についてですが、こちらも開示請求における請求者の確認方法について、個人情報保護法と現行条例で相違がございますので、現行条例に合わせ受付時のみならず開示の実施時も本人確認を義務づけるものでございます。

続きまして、第11条及び第12条につきましては、開示請求以外の請求書類の様式について事務処理に必要な事項を追記することを規定するものでございます。

続きまして、第13条の行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料についてですが、こちらも今回の条例改正における重要事項となります。行政機関等匿名加工情報とは、市が保有する個人情報のデータベースから個人情報を削除して匿名加工化したものでございます。民間事業者等が市が保有する個人情報のデータベースの中から欲しい情報と匿名加工の方法を本市へ申請しまして、本市で提案内容を審査して問題がなければ、手数料と引換えに匿名加工化した上でデータを渡すこととなります。

この手数料については、条例で定めることとされておりますので、本市では既に本制度を実施している国の行政機関と同額の手数料とするものでございます。

その内容としましては、図にあるように、①、受付や審査事務等に係る手数料を2万1,000円とし、職員が匿名加工作業を行うときの手数料を②のとおり作業時間

1時間ごとに3,950円とします。また、職員で匿名加工作業が難しい場合には、各システムの保守管理業者へ委託することとなりますので、その委託料については、③のとおり委託費用の全額となります。

そして、手数料の算出方法については、職員で匿名加工作業をする場合は、①の2万1,000円に②の3,950円掛ける時間数を加えた額となります。一方で、匿名加工作業を委託する場合には、①の2万1,000円に③の委託費用全額を加えた金額となります。したがって、この第13条では、これら手数料に係る金額を規定するものでございます。

続きまして、5ページの第14条の審議会への諮問ですが、現行制度と同様に本審議会へ諮問できる旨を規定しております。また、審議会へ諮問できる事項は、条例の改正や改廃、市の個人情報の取扱い等への苦情に対する対応、市の個人情報の取扱い等に関する運用上のルールとなります。

一方で、今まで所掌してきました個人情報の収集制限、目的外利用及び外部提供の制限、また一番諮問件数の多かった電子計算機のオンライン結合の制限については、法改正後に個人情報保護委員会へ所掌が変わることとなります。

続きまして、第15条の実施状況の公表ですが、現行条例でも行っております開示請求等の件数や審議会の活動状況を公表することを規定しております。

続きまして、第16条の委任ですが、開示請求書の様式等の必要な事項については、別途規則で制定することを規定しております。

法施行条例に関する説明は最後となりますが、附則について御説明いたします。まず、第1項で施行期日を令和5年4月1日とし、第2項で改正前に行われた開示請求等の手続に関する事項に支障がないよう経過措置を設けております。

続きまして、法施行条例の改正に伴い改正が必要となるその他の条例についても御説明をいたします。まずは、6ページの「3、さいたま市情報公開条例の一部改正」を御覧ください。こちらについては、一部改正であるため、該当する条項で改正前と改正後と比較し、全体を通しての概要を白い箇所を確認できるよう作成しております。

それでは、第7条の不開示情報における公務員に関する事項となりますが、現行条例では、公務員等や市及び国等の中に独立行政法人等が含まれておりません。しかしながら、個人情報保護法の定義では、これらの独立行政法人等が含まれております。今後、個人情報保護法を適用するとなると、独立行政法人の職員が含まれてくることとなりますので、現行条例との整合を図るために、個人情報保護法の規定に合わせまして、情報公開条例を改正します。

続きまして、ページが変わりまして、7ページの第7条第8号、行政機関等匿名加

工情報に関する事項となります。まず、本市情報公開条例では、行政機関等匿名加工情報も開示請求の対象となる行政情報に該当いたします。この行政機関等匿名加工情報制度は、事業者等へ有償でデータ提供する制度になりますが、情報公開条例による行政情報開示請求制度では無償で提供できてしまうこととなり、その制度上の矛盾を解消する必要があります。

このようなことから、情報公開条例でも行政開示請求があった場合は、この行政機関等匿名加工情報は不開示情報とすることを規定するものでございます。

続きまして、8ページの「4、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正」について御説明をいたします。

まず、根拠となる法令が個人情報保護条例から個人情報保護法及び法施行条例となるため、第1条、設置の根拠法令を改正いたします。

続いて、議会が個人情報保護法の適用対象外となるため、諮問事項に議会における審査請求が含まれなくなります。そこで、開示請求等における審査請求において、市として統一的な見解を保つため、従来どおり審査会で審議する事項に議会の審査請求も含まれるよう、諮問事項に議会の審査請求を追加する必要があります。そこで、第1条、設置における根拠法令に、市議会個人情報保護条例を追加するものでございます。

続きまして、ページが変わりまして、9ページの「5、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正」について御説明いたします。

こちら先ほどの審査会条例と同様に、根拠となる法令が個人情報保護条例から個人情報保護法及び法施行条例となるため、第1条、設置の根拠法令を改正いたします。

続いて、議会についても同様の理由により、第2条の所掌事務の根拠規定を個人情報保護条例から法施行条例及び市議会個人情報保護条例に修正するものでございます。

最後に、マイナンバー法に規定する特定個人情報保護評価書の第三者評価について、現行条例に基づき審議会への諮問事項としておりましたが、個人情報保護法にはマイナンバー制度に関する根拠条文がないため、審議会条例の所掌事務として特定個人情報保護評価書に関する事項を直接規定するものでございます。

以上で説明は終了となります。どうぞよろしくお願いたします。

議長

御苦労さまでした。

事前に委員の皆様から御質問をいただいているので、回答をお願いします。

はい、どうぞ。

実施機関

そうしましたら、事前にいただきました御質問の一覧、議案第5号と書かれており

ます資料を御覧いただければと思います。

では、事前にいただきました御質問について回答も併せていたしたいと思います。

まず、1番の星野委員様からの御質問の1番、基本的な考え方についてということで、「今般の改正は、個人情報保護法の施行により、個人情報保護制度の解釈、運用及び手続等は、原則として法の規定に基づくものとしております。また、法の円滑な運用を確保するため、地方自治体等の特性等を踏まえ、条例で規定すべき事項については、法施行条例として整備する。このため、現行条例を全面改正し、法施行条例にするとともに、法との整合性を図るため、関連する条例を併せて改正するとの理解でよろしいですか」という御質問につきましては、こちらは委員のお考えのとおりとなりますので、委員のお考えのとおりと回答させていただきます。

法律の趣旨としましては、個人情報保護制度の規定につきましては、原則として個人情報保護法の規定に基づくもので運用するのですが、法の円滑な運用のために必要な事項については、先ほど御説明しました法施行条例に補足という形で整備をして、法施行条例として整備するという形になっております。

続きまして、ナンバー2番の同じく星野委員様からの御質問の2番、行政機関等匿名加工情報の整備についての①番「この制度は事業者等からの提案を受けてとありますが、具体的にはどのような行政分野での個人情報を想定されていますか」という御質問についてなのですが、こちらの想定としましては、税情報、いわゆる個人住民税ですとか固定資産税等、これは個人の収入ですとか資産に関する情報が該当しまして、それから健康保険ですとか介護保険等、それから医療、健康診断等の情報といった分野のデータが有用性が高いと思われまますので、事業者等の関心が高いのではないかと考えております。

続きまして、ページが変わりまして、ナンバー3の御質問の星野委員様からの御質問の2番の②番「ある事業者の提案を受けて保有個人情報を匿名加工し、有償提供したものを、その後、別の他の事業者等から有償による提供を求められた場合は、情報公開条例の不開示情報として提供されないとなるのでしょうか」という御質問についてなのですが、こちらちょっと長くなってしまいうのですが、行政機関等匿名加工情報については、個人情報保護法に基づく提案制度であり、有償で事業者へ提供することとなっております。御質問の状況については、複数の事業者等が同じ匿名加工情報の取得を希望している場合と想定いたします。この場合、委員のお考えのとおり、情報公開条例による開示請求では、先ほどの議案の質問の中では無償という形で御説明させていただいたのですが、実質、必要なコピー代ですとかなどについては有償でいただくことになっておりまして、たとえ有償であっても不開示情報としては開示はいた

しません。このような場合は、個人情報保護法に基づく提案制度により申請するよう事業者へ案内することとなります。

理由としましては、2社目以降の事業者が行政情報の開示請求制度により取得できずと、最初の事業者との間に取得に係る費用面で大きな差が出てしまい、不公平となってしまうためです。具体的には、提案制度ではデータ作成に要したシステム事業者への委託費を含めて事業者から徴収することとなります。しかし、行政情報開示請求制度では、事業者にはデータ提供に要した費用、例えばDVDに収めるのであればDVD等の費用のみしか請求できず、委託に係る費用は請求することができません。したがって、事業者等の間で取得に係る費用に大きな差が出ることになってしまいます。このようなことから、行政機関等匿名加工情報の提供は、情報公開条例によっては開示できないものとしたしました。

続きまして、ナンバー4の同じく星野委員様からの御質問の2の③番「保有個人情報を匿名加工情報として加工する場合、具体的にはどの範囲をどの程度加工するのでしょうか。例えば住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、収入、病歴等を範囲として当該箇所をマスキングするなど、加工のイメージが分かる程度で結構ですので、御教示願います」の御質問につきましては、こちら別添資料の①番というところで、ページを2つめくっていただきますと、別添資料の匿名加工方法のイメージという資料を作成いたしました。こちらは、例えば居住地域と年齢、収入、病歴の関連性を調べるデータが欲しいといった場合に、お二人の分しか出してはいないのですが、埼玉太郎さんと西区花子さんの個人データを匿名加工する場合は、下記のように加工しますと、ただこれはあくまで加工方法の一例となりますので、実際にはこのような形になるとは限らないのですが、例えばですが、住所のところにつきましては、浦和区常盤6-4-4となっていたところについては、浦和区常盤まで残してあとは削ります。それから、氏名、電話番号、メールアドレスにつきましては、これはこの情報だけで特定の個人がまさしく識別できてしまうおそれがある、可能性が高い情報でございますので、こちらについては削除します。

それから、年齢ですとか年間の収入につきましては、これはこのままですと、かなり個人が特定できてしまうおそれがありますので、例えば生年月日については、年齢として何歳以上何歳未満という形で丸めるですとか、収入につきましても何万以上何万円未満という形で、ある程度丸めることによって個人が特定できないような形で加工いたします。ただし、病歴については、これは病歴の名称がまさしくデータとして必要な項目でありますので、そのまま残すという形が例えば考えられるということで、このようなイメージ図を作成いたしました。

続きまして、ナンバー 5 番、星野委員様からの御質問の 2 番の④番「法 1 1 6 条第 1 項（行政機関等匿名加工情報の作成等）の規定による個人情報保護委員会規則で定める基準は既に整備されているのでしょうか。また、この基準は公表されるものですか」という御質問につきましては、個人情報の保護に関する法律施行規則の第 6 2 条、こちらは、行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準の項目になるのですが、こちらが規定されております。この規則は、個人情報保護委員会のホームページ等で公開されております。なお、規定の内容は別添資料②番を御覧くださいということになりますので、一番最後のページ、別添資料 2 をつけさせていただいたのですが、こちらが個人情報の保護に関する法律施行規則の第 6 2 条を抜粋したものとなります。

この条例だけだと、なかなかイメージが付きにくいと思われるので、前のページの別添資料の 1 と併せて御覧いただければと思うのですが、まずこの 6 2 条の漢数字で一と書かれているところなのですが、保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除することという規定に基づいて加工しますと、例えば先ほど申し上げた氏名につきましては全部を削除する、あるいは住所につきましては、さいたま市浦和区常盤まで残すということで、一部を加工するという形になります。

それから、別添資料の 2 にお戻りいただければと思うのですが、二号のところ、保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること、これは例には載せていないのですが、この個人識別符号というのがいわゆるマイナンバーのことを指しますので、マイナンバーについてはまさしくその個人の一人一人に振られた番号ですので、これは削除しないと個人が識別できてしまうので、必ず削除することが基準として定められております。

そのほか三号ですとか四号、あるいは五号という形で基準が定められておまして、その基準に沿った形で行うという形になっております。

それでは、質問一覧に戻りますが、ナンバー 6 番の同じく星野委員様からの御質問の 3 番、適正な維持管理についてということで、「法施行条例では、現行条例第 9 条（適正な維持管理）のうち第 2 項の個人情報保護管理者の設置規定のみ定めることとなっておりますが、管理者設置以外の規定は法の規定に基づくとの理解でよろしいでしょうか」という御質問に関してなのですが、こちらは、現行条例の第 9 条第 1 項（適正な維持管理）に規定している内容は、個人情報保護法第 6 6 条（安全管理措置）に同様の規定が設けられております。したがって、委員のお考えのとおり、個人情報保護管理者の設置規定以外の規定は、法の規定に基づくこととなります。

それから、ナンバー 7 番の岩崎委員様からの質問の 1 番につきましては、こちらは

先ほど御説明しました資料の3ページ目の第9条のところに関してということで、「開示請求があった個人情報著しく大量であるため～」とあるが、具体的にはどのような場合か教えてください」との御質問がありました。

こちらにつきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、通常は市が保有する特定個人の個人情報が著しく大量となる場合はあまり想定されませんが、例えば児童相談所における相談業務においては、生まれてから成人するまでの十数年間の相談記録を保有している場合がありますので、その相談記録について、その対象となる御本人から全ての情報について開示請求があった場合等は、これは著しく大量である場合に該当すると考えられます。

続きまして、ナンバー8番の同じく岩崎委員様からの御質問の2番、こちらは4ページ目の第13条の中の規定に関しての御質問ということで、「確認ですが、さいたま市では「行政機関等匿名加工情報」は不開示情報となるということですね」という御質問についてなのですが、こちらは、先ほどの星野委員様からいただきましたナンバー3の御質問への回答とも重複することにはなってしまうのですが、行政機関等匿名加工情報を提供できる場合は、個人情報保護法に基づく行政機関匿名加工情報の利用提案があった場合のみとなります。

情報公開条例に基づく行政情報開示請求があった場合は、ナンバー3の回答と同様、不開示情報となりますので、開示はされませんという回答になります。

以上が個人情報保護法と法施行条例に関する御質問ということになりまして、続きまして、田村委員様から現行の個人情報保護条例に関する御質問ということで2点御質問いただいております。

まず、1点目が質問の1番ということで、現行の個人情報保護条例の「第47条、前条に規定する者がその業務に関して…とあるが、それ以外に個人情報を知り得る場合は何か。つまり、いろいろなケースに該当させるような規定ができないかをお聞きしたい」という御質問がありました。

こちらにつきましては、現行の個人情報保護条例の第47条に規定している罰則は、市の職員や市に派遣されている派遣労働者等が業務上知り得た個人情報を不正に提供した場合に科されるものとなっております。なお、この業務に関しては、担当業務以外の業務も含まれますので、市の職員や派遣労働者が職務として個人情報を知り得る場合については、全て対応できると考えております。

なお、個人情報保護法の第180条にも同様の規定が設けられておりまして、法の改正後は、個人情報保護法の罰則が適用されるということになります。

続きまして、同じく田村委員様から御質問の2番ということで、同じく個人情報保

護条例の「第49条、前3条に比べ軽いように思われますが、このような手段で開示を受けた者は、情報を提供した者と同等もしくはそれ以上の責任があると思われるから」ということで御質問はいただきましたが、こちらにつきましては、現行の個人情報保護条例の第46条から48条に規定している罰則、つまり49条の前の3条につきましては、市の職員や派遣労働者等が行った不正行為等を処罰するものとなります。

御質問がありました第49条に規定している罰則は、不正な手段等により開示請求を行った市民等を対象とした罰則となっております。市の職員ですとか派遣労働者等が行う不正行為につきましては、その影響ですとか被害の大きさを考慮して重たい罰則が科されておりますが、市民等が行う不正な開示請求については、影響の大きさにあった罰則が科されておるということになっております。

なお、個人情報保護法第185条にも同様の規定が設けられておりまして、法改正後は個人情報保護法の罰則が適用されるということになっております。

事前にいただきました御質問に対する回答につきましては、以上となります。

議長

御苦労さまでした。

まず、星野委員さん、御質問いろいろありがとうございました。御回答について何かお聞きになりたい点等ございますでしょうか。

星野委員

御丁寧にありがとうございました。

匿名加工情報なのですけれども、別な人が開示請求したときは非開示になるのは分かりましたけれども、同様の情報に対して別の事業者が提案制度に基づいて情報を求めたときは、有償であればそれは取れるという理解でよろしいでしょうか。

実施機関

そのとおりです。

実施機関

手数料については同じ金額、最初に提案した事業者と同じ金額をいただくという形になっております。

星野委員

人気の情報だといろいろな業者がいっぱい提案してくるのではないですか。

実施機関

その可能性はあります。

星野委員

お願いしてくる可能性があるということでしょうか。分かりました。ありがとうございます。

議長

よろしゅうございますか。

それから、田村委員さん、御質問いただいてありがとうございました。

田村委員

質問というような意味で、これで本当に守られるのかなというような疑問というか、今外国においては、国家動員法だとかを施行している国もあるし、近隣の国では法律を大体事後法でやってしまうというところもあります。そういうことからすると、本

当に日本の状態は危ういと、いわゆるそういう意味で全般的に網をかける、要するに法律というのはそういうことなのでしょうけれども、規定がないと罰せられないというような形になっていまして、それはそれなのでしょうけれども、これからはそれだけでいいのかなというような疑問を感じていまして、全体的に網をかけて、どのような、予想できないようなことが起きた場合に、何らかの措置ができないかというような疑問を感じたもので、先ほどUSBが置き忘れてたりして漏れてしまうとか、全ての情報というのは文書であったり、どんな形で出ていくかというのは分からないわけでありまして、そのほか山口県で生じた交付金の使用、あの犯罪みたいなことを、ただ公務員というか、それが手をこまねいて見ているような状況、何らかのことを規制するようなことができないのかなと、そんなことを疑問としてちょっと質問してみたわけなのです。

できないことは取りあえず承知していますが、何らかのこれからの問題として考えてほしいというそんな意味でございます。

議長

ありがとうございました。

そのほか何か皆さん方でございましょうか。

個人情報とか一般の行政情報については、歴史的に言えば、各市町村、都道府県がむしろ率先して行ってきたことでして、国は大分遅れて法律をつくっているという状況でございます。それぞれの県等でも特色があるのですけれども、今回は個人情報に関しては、このような法律ができて、大体統一されてきたということ、それがいいか悪いかはともかくとして、今回の条例の中でも実際やっぱり現場でやった人でないと分からない部分というのがあって、市なりの色はつけていると、言葉は変な言い方ですけれども、実用から見た問題点は反映させるようにしているという点がございませうけれども、いかがでございましょうか。

また、これが議会でももまれることだと思いますが、当審議会としては、諮問されたことについては相当であるというのが回答でよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

田村委員

この個人情報に関しては、知られていないということが多いのでしょうかけれども、全てが個人情報みたいになってしまって、いわばみんな隠してしまうというような世の風潮というか、それがあのような感じですがけれども、しかしながら近隣の団体なんかを見ると、むしろそういうことが社会生活の上では有効に働く場合があるわけです。そういった場合、個人情報を漏らしたときに、場合によっては保護するような規定があってもいいのかなというそういう感じもしておりますので、ただの感想として申し上げます。

議長 ありがとうございます。

では、この諮問に対してはよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

事務局 ありがとうございます。

議長 そのほか何かございますでしょうか、御意見等ございますか。

長時間の御審議ありがとうございました。2時間を過ぎてしまいました。よろしゅうございますか。

3 その他

議長 では、そういうことで、今後の日程等についてお願いします。

事務局 御審議ありがとうございました。

次回の審議会でございますが、令和4年9月28日水曜日、午後1時30分を予定しております。開催通知につきましては、改めて事務局から送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。